

1

車道が原則、左側を通行

自転車は、車道の左側を通ることが決まっていますが、子供(13歳未満)が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。



● 車道を通るときは、左側を走ります。



● 歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人のぼうしになりそうなどは止まりましょう。



歩道は例外、歩行者を優先

保護者の方へ

大人(13歳以上)が自転車で歩道を通ることができるのは、道路標識により自転車が行き通ることができる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。

ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通ることができます。(道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則)

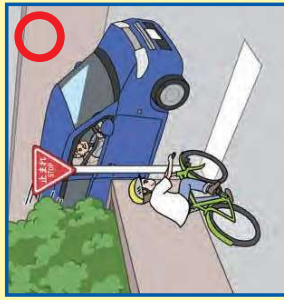
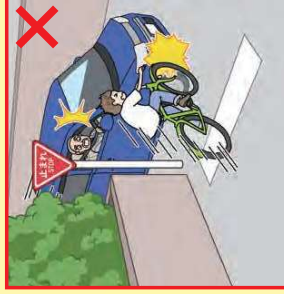


2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



● 信号は必ず守りましょう。



自転車の交通ルール

自転車安全利用五則

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いているときは、必ず止まって安全を確認しましょう。左右が見えにくい交差点を通るときは、しっかりと左右の安全を確認しましょう。

4

飲酒運転は禁止

お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。



5

ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。



保護者の方へ

子どもを自転車に乗せるときや子供が自転車を運転するときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

3

夜間はライトを点灯

夜はライトをつけましょう。

